

# 『えるぼし』認定の取得を目指しましょう！

- 厚生労働大臣が定める認定マーク（下記参照）を商品や広告等に付すことができます。
- 女性活躍推進企業であることをPRできます。
- 優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である事業主は、県労働局への申請により厚生労働大臣の認定（**えるぼし・プラチナえるぼし**★）を受けることができます。（★プラチナえるぼし認定申請は2020年6月1日から！）

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと</li> <li>●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること(※)</li> <li>●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等5つの基準の全てを満たしていること(※)</li> <li>●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること(※)</li> </ul> <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし3段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> </ul>
<p>えるぼし2段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たしその実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> <li>●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること</li> </ul>
<p>えるぼし1段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たしその実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> <li>●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること</li> </ul>

## 「えるぼし」認定のメリット

### ◎両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、数値目標を達成した事業主には助成金が支給されます。

### ◎日本政策金融公庫による融資制度

行動計画の策定や「えるぼし」認定を取得した中小企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。

### ◎提案方式（プロポーザル）で加点があります。

芦屋市では、随意契約の一形態である提案方式（プロポーザル）において、えるぼし認定企業等★には加点があります。〔★くるみん認定(裏面参照)など〕

詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。



## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

2022年(令和4年)から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

### なぜ女性活躍が必要なのか？

- 日本では働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況にある。
- 急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されている。
- 国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)を確保することが不可欠となっている。

企業にとっても、採用や育成等に多大なコストを投じた女性社員が能力を高めつつ継続就労できる職場環境にしておくことは、人材の確保や定着、社員のモチベーション向上などのメリットがあります。

### 女性活躍推進法における一般事業主が行うべき取組の流れ

①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析



②一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表



③一般事業主行動計画を策定した旨の届出



④取組の実施、効果の測定

#### 行動計画策定等への支援

##### 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

上記センター内の女性活躍推進センターが女性活躍推進専門員を配置し、行動計画の策定についての相談、助言等を行っています。女性活躍推進に関して、  
どんなことでもご相談ください。

<問い合わせ>

電話：078-360-8550



### 女性の活躍に関する情報の公表について

- 自社の女性の活躍に関する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表しましょう。
- おおむね年1回以上更新し、いつの情報なのか分かるよう更新時点を明記しましょう。
- 情報を公表することは、就職活動中の学生など求職者の企業選択に資するとともに、女性が活躍しやすい企業にとっては、優秀な人材の確保や競争力の強化につながることが期待できます。

#### ◎「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください！

行動計画の外部への公表及び女性の活躍に関する情報公表の掲載先として、ご活用ください！  
先行する他社の取組を検索、閲覧し、自社の行動計画を策定するヒントとすることもできます。



### 【その他の認定制度】くるみんマーク・フラチナくるみんマーク

#### 「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から認定を受けた証のマーク

くるみん：次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成、一定の基準を満たすことが必要。

フラチナくるみん：くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度を導入、利用、高い水準の取組を行っている企業に認定されます。(平成27年4月から)

